

任意継続組合員申出手続について

1 任意継続掛金について

(1) 掛金の算出方法

掛金の算出方法は次のとおりです。ただし、介護任意継続掛金(介護保険料)は、40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

任意継続掛金(月額)

- ① 標準月額(※1)×短期任意継続掛金率(0.1015)=短期掛金
- ② 標準月額(※1)×介護任意継続掛金率(0.0122)=介護掛金
- ①+②=任意継続掛金(月額)

※1 標準月額は、次の a ~ c のいずれか少ない金額になります。

- a 退職した月の初日の給料月額
- b 平成25年度平均給料月額(前年度の1月1日における全組合員の平均給料月額。372,000円)
- c a から、a に 0.3 を乗じて得た額を控除した額(ただし、組合員期間が15年以上であり、かつ、55歳以上で初めての退職に限る。)

(2) 掛金の納付方法

下表の組み合わせ(A・B・C・D)から選択してください。ただし、年度の途中に変更することはできませんので、慎重に選択してください。

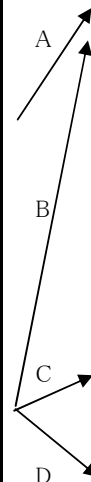
ア 掛金の払込方法……口座振替払と払込取扱票払がありますのでどちらかを選択してください。ただし、口座振替払の払込方法は毎月払いのみです。

掛金が払い込まれませんか任意継続組合員の資格を喪失することになりますので、口座の残高不足や払込の遅延にご注意ください。

イ 掛金の支払方法……毎月払いと前納(半年払い・一年払い)がありますのでいずれかを選択してください。

掛金の払込方法	
口座振替払	みずほ銀行の本人名義口座(普通又は当座預金)から自動引き落としをする方法です。みずほ銀行以外の銀行(ゆうちょを含む)は指定できません。手数料はかかりません。 ① <u>口座を開設しているみずほ銀行の本・支店に「預金口座振替依頼書」(用紙№任継2)を提出し、「任意継続組合員申出書」(用紙№任継1)に「みずほ銀行口座確認印」の押印を受けてください。</u> ② 毎月25日(銀行が休日の場合は翌営業日)に指定の口座から翌月分の掛金を引き落とします。 ③ ただし、初回の2か月分(3月31日退職の方は4・5月分)は払込取扱票により払込いただきます。したがって、実際には加入月の翌月から(5月27日に6月分)の引き落としを開始します。
払込取扱票払	最寄りの銀行(ゆうちょ銀行含む)の窓口で、所定の「払込取扱票」により支払う方法です。 銀行(ゆうちょ銀行含む)の窓口で、所定の手数料がかかります(ただし、みずほ銀行の本・支店での払込には手数料がかかりません。) ① 加入時に当年度分の払込取扱票をお渡します。 ② それぞれの払込期日までに払い込みください。

掛金の支払方法	
毎月払い (割引なし)	掛金(月額)を、毎月支払う方法(口座振替払が利用できます。) 払込期日……加入月分 → 退職日から20日以内 (3月31日退職者は4月19日まで) 次回以降分 → 対象月の前月25日までに払い込みください。 (5月分は4月25日まで)
前納 (割引あり)	掛金を一括前納する方法(口座振替払は利用できません。) 前納期間分及び払込期日は、次のとおりです。
半年払い 最大約4,900円 割引※2	半期単位の年2回払いです。 割引率 約 1.0 % 上半期 4月分～9月分 …… 退職日から20日以内(3月31日退職者は4月19日まで) 下半期 10月分～翌年3月分 …… 9月25日まで
一年払い 最大約9,000円 割引※2	年度単位の年1回払いです。 割引率 約 1.8 % 4月分～翌年3月分 …………… 退職日から20日以内(3月31日退職者は4月19日まで)



※2 割引金額は、標準月額を372,000円とした場合

(3) 2年目以降の掛金額等

掛金率及び平均給料月額、年度ごとに見直しがありますので、2年目以降の掛金額は変わることがあります。

2 給付金等振込口座について

給付金（一部負担金払戻金等）の支給は、組合員本人名義の個人口座に振り込むことによって行います。

(1) 銀行又は郵便局が指定できます（両方を指定することはできません。）。

(2) 表面の1(2)で掛金の口座振替払(A)を選択した方については、自動引落し口座とは別の口座を指定することもできます。

(3) 給付金等振込口座を現職時のものとは別の口座へ変更する方は、該当口座の預金通帳（金融機関名・支店名・口座番号・本人名義のわかる箇所）の写しを添付してください。

給付金等振込口座	
銀行	日本国内に営業店舗のある金融機関の本人名義であれば指定できます。銀行、信用金庫、商工中金、信用組合、労働金庫、農林中金、農協、漁協のいずれであってもできます。普通預金、当座預金又は貯蓄預金が指定できます。
郵便局	本人名義の通常郵便貯金名義で「送金機能付き」のものが指定できます（郵便貯金総合通帳「ば・る・る」などと呼ばれています）。郵便振替口座は指定できません。 ごく一部の古い口座には、「送金機能付き」ではない口座（1件当たり100万円を超える送金の自動受取りができない口座）がありますので、最寄の郵便局で直接お問い合わせください（通帳に「ば・る・る」と書いてあれば、まず問題ありません。）。

3 問い合わせ先

- | | | |
|-----|--------------------------|--------------|
| (1) | 加入申出に関する事、組合員証、被扶養者に関する事 | |
| | 給付貸付課資格係 | 03(5320)6826 |
| (2) | 掛金及び払込に関する事 | |
| | 福利厚生課経理係 | 03(5320)6822 |
| (3) | 医療費に関する事、給付金に関する事 | |
| | 給付貸付課短期給付係 | 03(5320)6827 |

手続き上の注意

- (1) 申出の期限は退職日から20日以内（平成25年3月31日退職の方は4月19日まで）です。
- (2) 再就職（再任用（短期）・再雇用等）をされる方は、任意継続組合員となることはできません。

4 銀行コード一覧（給付金等振込口座用）

コード	金 融 機 関 名	コード	金 融 機 関 名
0001	みずほ銀行	1252	青木信用金庫
0005	三菱東京UFJ銀行	1253	飯能信用金庫
0009	三井住友銀行	1262	東京ベイ信用金庫
0010	りそな銀行	1280	横浜信用金庫
0017	埼玉りそな銀行	1282	湘南信用金庫
0128	群馬銀行	1283	川崎信用金庫
0130	常陽銀行	1303	朝日信用金庫
0131	筑波銀行	1310	さわやか信用金庫
0133	武蔵野銀行	1311	東京シティ信用金庫
0134	千葉銀行	1319	芝信用金庫
0135	千葉興業銀行	1320	東京東信用金庫
0137	東京都民銀行	1323	亀有信用金庫
0138	横浜銀行	1327	足立成和信用金庫
0142	山梨中央銀行	1336	西京信用金庫
0149	静岡銀行	1341	西武信用金庫
0150	スルガ銀行	1344	城南信用金庫
0151	清水銀行	1349	東京信用金庫
0288	三菱東京UFJ信託銀行	1351	城北信用金庫
0289	みずほ信託銀行	1352	瀧野川信用金庫
0294	三井住友信託銀行	1356	巣鴨信用金庫
0398	あおぞら銀行	1358	青梅信用金庫
0401	シティバンク銀行	1360	多摩信用金庫
0516	東和銀行	2004	商工組合中央金庫
0517	栃木銀行	2248	大東京信用組合
0522	京葉銀行	2254	第一勧業信用組合
0525	東日本銀行	2276	東京都職員信用組合
0526	東京スター銀行	2963	中央労働金庫
0538	静岡中央銀行	5087	東京むさし農協
0597	八千代銀行	5094	東京中央農協
9900	ゆうちょ銀行	5097	東京あおば農協
		5100	東京スマイル農協

※ 上記に掲載がない場合でも、日本国内に営業店舗のある金融機関であれば、給付金等振込口座に指定することができます。銀行コードが分からない方は、各金融機関に直接お問い合わせください。

※ 銀行の統廃合により、支店コード・口座番号が変わる場合があります。記入の際、お気をつけください。

5 給料表コード一覧

所属機関	給料表種別	略称	コード
都・区・共済組合東京支部	行政職(一)	行一	11
	行政職(二)(東京宿泊所)	行二	12
	(年俸制)首都大学東京・高専等	年俸	—
	教育職	教育	34
	教育職(特別支援学級担任)	教育	37
	教育職(特別支援学校)	教育	38
	医療職(一)(医師)	医一	51
	医療職(二)(栄養士)	医二	52
	医療職(三)(看護師)	医三	53
	指定職	指定	61
	幼稚園教育職員	幼	70
共済組合本部 関東中央病院	一般職(一)	般一	41
	一般職(二)	般二	42
	医療職(一)(医師)	医一	43
	医療職(二)(栄養士・薬剤師)	医二	44
	医療職(二)(調整額4%)(技師)	医二	45
	医療職(三)(看護師)	医三	46
	病院長・事務局長職	〇〇長	47
	本部役員	役員	00

※ 申出書の「退職月の掛金の基礎となった給料」欄に略称とコードを記入してください。

※ 再任用職員（フルタイム勤務に限る。）を退職される方についても、上記から該当するものを選んで記入してください。

< 記入例 >

任意継続組合員申出書

組合員証番号
0 1 2 3 4 5 6 7

任意継続資格取得日
元号 年 月 日
4 2 5 0 4 0 1

(元号)
4:平成
3:昭和

組合員期間
元号 年 月 日
3 8 0 0

退職日
元号 年 月 日
4 2 5 0 3 3 1

氏名
トウキョウ ジロウ

生年月日
元号 年 月 日
3 2 7 0 9 1 0

性別
男

職名
教諭

退職月の給金
基礎となった給金
(教育) 3 4 表 0 2 級 〇 〇 号 給 額 〇 〇 〇 . 〇 〇 〇 円

郵便番号
1 6 0 0 0 2 3

住所(漢字) 都道府県・市区町村まで
東京都新宿区

住所(漢字) 左記 隣の住所
西新宿1-2-34 西新宿アバ ト 2 9 0 号室

電話番号
0 9 0 - 1 2 3 4 - △ △ △ △

(預金種別)
1:普通
2:当座
5:貯蓄

1:現職時と同じ
2:変更する(通帳コピー添付する)

1:銀行
銀行コード 支店コード 預金種別 口座番号
1 2 3 4 5 6 7 1 0 1 2 3 4 5 6 トウキョウ シ・ロウ

2:郵便局
郵便局 口座・通帳記号の番号
9 9 0 0 1 0 1

1:口座振替
2:払込取扱票

支払方法
1:毎月払
2:前納(半年払)
3:前納(一年払)

みずほ 銀行 北新宿 支店
銀行コード 支店コード 預金種別 口座番号
0 0 0 1 2 3 4 1 0 5 6 7 8 9 0 トウキョウ ジ・ロウ

(預金種別)
1:普通
2:当座

※(掛金の口座振替払を希望する方のみ、) みずほ銀行の本・支店に別紙「預金口座振替依頼書」を提出し、本用紙の「みずほ銀行口座確認印」欄に押印を受けてください。

東京 次郎

備考

みずほ銀行 確認印

各本・支店窓口担当者の方は、確認後、別紙「預金口座振替依頼書」を保管してください。
「みずほ銀行口座確認印」

＜給付貸付課使用欄＞

発行 承認

1 審 2 審 入 力

東京都教育庁福利厚生部給付貸付課資格係
TEL. 03-5320-6826

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規程により、任意継続組合員となることを希望するので申し上げます。

公立学校共済組合東京支部長 殿

平成 25 年 3 月 31 日

届出者氏名 東京 次郎

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

平成 25 年 3 月 31 日 所属所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1

所属所名 東京都立西新宿高等学校

所属所長職氏名 校長 都庁 一朗

TEL 03(5320)△△△△

退職日を記入する。

右づめで記入し、余った空欄は0で埋める

左づめで、通帳どおりに記入する(本人名義に限る。)

カタカナのとき、濁点・半濁点は1文字と数えない。

「4 銀行コード一覧」を参照のこと。

「5 給料表コード一覧」を参照のこと。

資格係提出用。提出前にコピーして控えをお取りください。(用紙No.任継1)

所属所の事務担当者を確認すること。

給料表の額、教職調整額、給料の加算額及び給料の調整額の合計を記入する(諸手当は含めない。)

給付金等振込口座を記入する。銀行又は郵便局のいずれか一方を記入する。

通帳の写し(コピー)を添付すること

掛金の自動引き落とし(口座振替)を利用するときに記入する。みずほ銀行に「預金口座振替依頼書」(用紙No.任継2)を提出し、本用紙に銀行の「口座確認印」を受けること。

「預金口座振替依頼書」(用紙No.任継2)に「銀行お届け印」が2ヶ所必要。

任意継続組合員申出書

資格係提出用。提出前にコピーして控えをお取りください。（用紙No.任継1）

		組合員証番号				任意継続資格取得日						組合員期間		退職日			
		元号 年 月 日				元号 年 月 日		4		(元号) 4：平成 3：昭和		年 月		元号 年 月 日			
												4					

組合員 本人	カナ	氏 名										生 年 月 日				性別
	漢字											元号 年 月 日				
																男
																女

職名											
退職月の掛金の 基礎となった給料	() 表 級										
号給	給料額										
											円

本人住所	郵便番号		住所（漢字）都道府県・市区町村まで										住 所 （ 漢 字 ） 左 記 以 降 の 住 所																	

電 話 番 号						(預金種別) 1：普通 2：当座 5：貯蓄																	

給付金 等振込 口座	1:現職時と 同じ	1:銀行	銀行		支店																		
	2:変更する (通帳コピー を添付する)		銀行コード	支店コード	預金種別	口座番号																	
	2:郵便局	郵便局	口座・通帳記号	の	番 号																		
		9:9:0:0	1	0		1																	

口座名義人（本人名義カタカナ）																	
口座名義人（本人名義カタカナ）																	

掛金 払込 方法	1:口座 振替	支払方法	みずほ		銀行 支店																		
	2:払込 取扱票	1:毎月払	銀行コード	支店コード	預金種別	口座番号																	
				0:0:0:1																			

口座名義人（本人名義）																	
カナ																	
漢字																	

※（掛金の口座振替払を希望する方のみ、）みずほ銀行の本・支店に別紙「預金口座振替依頼書」を提出し、本用紙の「みずほ銀行口座確認印」欄に押印を受けてください。

備考

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規程により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合東京支部長 殿

平成 年 月 日

届出者氏名



上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日 所属所所在地

所属所名

所属所長職氏名



TEL ()

< 給付貸付課使用欄 >

発行			承認
1 審	2 審	入 力	

東京都教育庁福利厚生部給付貸付課資格係
TEL. 03-5320-6826

< 記入例 >

ご注意ください！

この様式は、「任意継続組合員加入申出書」の掛金の払込方法について、**口座振替払いを選択した方のみ**記入し、みずほ銀行へ提出するものです。
払込取扱票での支払いを希望する方は、記入・提出の必要はありません。

口座開設時に登録
した印で押印する。

「任意継続組合員申出書」
(用紙NO.任継1)に記入した
ものと同一の氏名・住所
・電話番号をご記入する。

「任意継続組合員申出書」
(用紙NO.任継1)の「1:口座
振替」欄に記入したものと同一
の支店名・支店コード・預
金種別・口座番号・口座名義
人を記入する。

口座開設時に登録
した印で押印する。

預金口座振替依頼書

※ この用紙はみずほ銀行から口座引落しを希望する方のみ、みずほ銀行本・支店へ提出してください。(用紙NO. 任継2)
(申出者) → (みずほ銀行本支店)

平成 25 年 ○ 月 ○ 日

みずほ銀行 _____ 支店 御中

私は、公立学校共済組合東京支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を私名義口座からの口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

氏名	トウキョウ ジロウ	
漢字	東京 次郎	
郵便番号	住所(漢字) 都道府県・市区町村まで	住所(漢字) 左記以降の住所
本人住所	〒1600023 東京都新宿区	西新宿1-2-34 西新宿アパート290号室
電話番号	090-1234-△△△△	

指定預金口座 (ご依頼人口座)	みずほ 銀行 北新宿 支店		問い合わせ先 東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合東京支部 資格係 TEL 03-5320-6826	
	銀行コード 0001	支店コード 234	預金種別 1:普通 2:当座	口座番号 10567890
			口座名義人(本人名義)	カ トウキョウ ジロウ
			漢字	東京 次郎
			振替日	毎月25日(但し、銀行が休日の場合は翌営業日)

記

- 公立学校共済組合東京支部より貴行あてに、私が支払うべき公立学校共済組合東京支部の任意継続組合の掛金の請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を、預金口座から引落しのうえ、お支払いください。なお振替日の変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の引落しにあたっては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において、請求書の金額に満たないときは私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
- この契約は貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- 口座引落しに関する領収書等は、必要としません。
- この取扱について、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き貴行にはご迷惑をかけません。

以上

(銀行使用欄)

委託者番号	再鑑	領収書発行区分
111501		

(銀行保存)

左づめで、通帳どおりに記入
する(本人名義に限る)。

カタカナのとき、濁点・
半濁点も1文字と数える。

預金口座振替依頼書

※ この用紙はみずほ銀行から口座引落しを希望する方のみ、みずほ銀行本・支店へ提出してください。（用紙NO. 任継2）
（申出者） → （みずほ銀行本支店）

平成 年 月 日

みずほ銀行 支店 御中

私は、公立学校共済組合東京支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を私名義口座からの口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

ご依頼人	氏名		
	漢字	印 お届け印	

本人住所	郵便番号	住所（漢字）都道府県・市区町村まで	住所（漢字）左記以降の住所

電話番号	

指定預金口座 （ご依頼人口座）	みずほ		銀行		支店		問い合わせ先 東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合東京支部 資格係 TEL 03-5320-6826	
	銀行コード	支店コード	預金種別	口座番号	→	←	口座名義人（本人名義）	
	0001					カナ		

(預金種別) 1:普通 2:当座	漢字	印 お届け印	
	振替日	毎月25日(但し、銀行が休日の場合は翌営業日)	

記

- 1. 公立学校共済組合東京支部より貴行あてに、私が支払うべき公立学校共済組合東京支部の任意継続組合の掛金の請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を、預金口座から引落しのうえ、お支払ください。なお振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2. 預金の引落しにあたっては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3. 預金口座の残高が振替日において、請求書の金額に満たないときは私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
- 4. この契約は貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- 5. 口座引落しに関する領収書等は、必要としません。
- 6. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き貴行にはご迷惑をかけません。

以上

(銀行使用欄)

委託者番号	再鑑	領収書発行区分
111501		

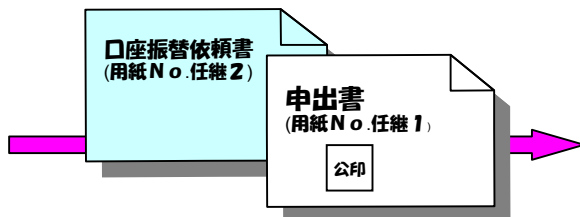
(銀行保存)

払込方法による書類の提出方法にご注意を！

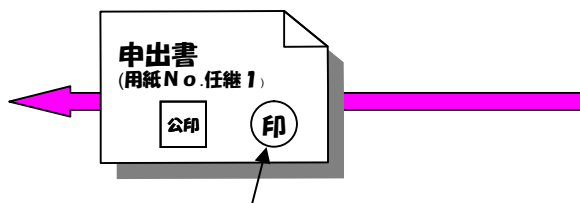
A 口座振替払を希望する方は・・・

任意継続組合員加入希望者
(口座振替払を希望する方)

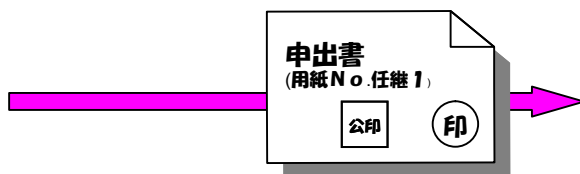
- ① 任意継続組合員申出書(用紙No.任継1)に所属所長の公印を受けてください。



- ② 必ず2枚とも銀行にお持ちください。
振替依頼書は、銀行に提出してください。



- ③ 銀行で口座確認印を押してもらってください。



- ④ 添付書類とともに、共済組合窓口まで直接持ちください。

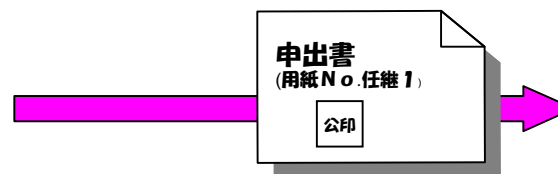
みずほ銀行

公立学校共済組合東京支部

B 払込取扱票払を希望する方は・・・

任意継続組合員加入希望者
(払込取扱票払を希望する方)

- ① 任意継続組合員申出書(用紙No.任継1)に所属所長の公印を受けてください。



- ② 添付書類とともに、共済組合窓口まで直接持ちください。

公立学校共済組合東京支部

被扶養者取消確認書

平成 年 月 日

公立学校共済組合東京支部長 殿

所属所名 _____

組合員証番号					—				
--------	--	--	--	--	---	--	--	--	--

組合員氏名 _____ ㊞

任意継続組合員加入に伴い、被扶養者として認定されていた下記の者について被扶養者として継続しません。

氏 名	続 柄	生年月日	取 消 理 由
		昭・平 年 月 日	1 就職 2 その他 ()
		昭・平 年 月 日	1 就職 2 その他 ()
		昭・平 年 月 日	1 就職 2 その他 ()
		昭・平 年 月 日	1 就職 2 その他 ()

被扶養者が就職等により認定の継続をしない場合、この確認書を資格係に提出してください

給 付 貸 付 課 使 用 欄	
入 力	受 付 印

(通常受付用)

任意継続組合員にお申込みをされる方へ

給付貸付課資格係

任意継続組合員に申出をされた方は、資格係窓口で任意継続組合員証を即日交付します。
被扶養者の方がいる場合(※)は被扶養者証も併せて交付します。

(※) 被扶養者の継続認定ができないケースについて

現在被扶養者として認定されている方を退職後も任意継続組合員の被扶養者として引き続き認定することを希望する場合、新たな申請は不要です。

ただし、以下の場合は引き続き認定ができませんのでご注意ください。

○ 被扶養者が就職をする場合

被扶養者が就職することが予定されている場合は、継続認定できませんので、**被扶養者取消確認書を提出**してください。

【ケース1】

子どもを扶養しているが、就職が内定しており4月1日から就職することが決まっている。

→現職中は扶養できますが、任意継続の被扶養者としては認定できません。

○ 退職後、他の扶養義務者の収入の方が高くなることが明らかな場合

現在は組合員の収入のほうが高い状況にあっても、退職することにより他の扶養義務者の収入のほうが高くなることが明らかであれば、扶養替えとなりますので、**被扶養者取消確認書を提出**してください。

【ケース2】

配偶者は4月以降も働くため、組合員の退職後は明らかに配偶者の収入の方が高い状況になる。

→収入が高い扶養義務者の扶養に入ることが原則となるので、扶養替えとなります。

ご注意ください！

退職後、東京都等の再任用教職員、再雇用教職員、非常勤教員、民間企業へ再就職し勤務先の健康保険に加入する方及び家族の被扶養者となる方は任意継続組合員の申出はできません。

何かご不明な点がございましたら、資格係(Tel 03-5320-6826)まで問合せください。